

鳥取市の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月25日

鳥取市長 深澤 義彦

### 鳥取市条例第3号

鳥取市の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取市の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成27年鳥取市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

(7) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

(8) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第4条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第2項中「法別表第1」を「法別表」に、「法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「同表の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改め、同条第4項中「申請手続き」を「申請手続」に改める。

### 附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する

法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。